

## **相談支援専門員の要件**

相談支援専門員とは、次の①及び②の要件を両方とも満たす人をいいます。

① 必要な実務経験を有していること。

実務経験の対象となる業務や年数については、平成18年9月29日厚生労働省告示第549号「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を参照してください。

② ア、イのいずれかの要件を満たしており、障害者相談支援従事者養成研修（現任研修）を5年に1回以上受講していること。

ただし、ア又はイの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、現任研修の受講は必須ではありません。

ア 平成18年度以降、埼玉県障害者相談支援従事者初任者研修（5日間研修）を修了した人

イ 平成18年度以降、下記①又は②のいずれかの研修を修了した人

なお、追加研修Ⅰ及び追加研修Ⅱについては平成21年度にて終了しています。

① 埼玉県障害者相談支援従事者追加研修Ⅰ（1日）

② 埼玉県障害者相談支援従事者追加研修Ⅱ

（平成18年度…1時間、平成19～21年度…1時間30分）

## 現任研修について

現任研修は、別紙「相談支援専門員の要件」②のア又はイの研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに1回以上修了する必要があります。（例は、実務経験を満たしている人の場合です。実務経験を満たすまでの間は、「相談支援専門員」としての要件を満たしていないものとされます。）

この5年間に1回以上現任研修を受講すること      この5年間に1回以上現任研修を受講すること

**例 1**

平成18年度	平成19年度	～	平成23年度	平成24年度	～	平成28年度
埼玉県障害者 相談支援従事 者養成研修 初任者研修 受講	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

初任者研修修了後から23年度末までは現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

平成23年度末までに現任研修を修了していれば、24年度から28年度末までは相談支援専門員として配置可能

この5年間に1回以上現任研修を受講すること      この5年間に1回以上現任研修を受講すること

**例 2**

平成17年度	平成19年度	平成20年度	～	平成24年度	平成25年度	～	平成29年度
埼玉県障害者 ケアマネジメント 基礎研修 受講	埼玉県障害者 相談支援従事者 養成研修 追加研修Ⅱ 受講	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

追加研修Ⅱ修了後から24年度末までは現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

平成24年度末までに現任研修を修了していれば、25年度から29年度末までは相談支援専門員として配置可能

例 3

この5年間に1回以上現任研修を受講すること

この5年間に1回以上現任研修を受講すること

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年 度	～	平成 25 年 度	平成 26 年 度	～	平成 30 年 度
サービス管理責任者 補足研修 (2日間) 受講	埼玉県障害者 相談支援従事者 養成研修初任者研修 (演習部分3日間) 受講	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

初任者研修修了後から25年度末まで  
は現任研修を修了していなくても相談  
支援専門員として配置可能

平成25年度末までに現任研修を修了  
していれば、26年度から30年度末  
までは相談支援専門員として配置可能